

福井地裁高浜原発異議決定を受けての弁護団声明

高浜原発3・4号機については、本年4月14日、福井地方裁判所の樋口英明裁判長、原島麻由裁判官、三宅由子裁判官による運転差止仮処分命令が発令されましたが、本日、同裁判所の林潤裁判長、山口敦士裁判官、中村修輔裁判官により仮処分命令は取り消されました。

福島第一原発事故のような事故を二度と招いてはならない、というのは、改正原子炉等規制法の立法趣旨であり、私たちは、このような観点から新規制基準の不合理性、基準地震動の策定手法の不合理性、津波の危険性、工学的安全性の欠如、シビアアクシデント対策・防災対策・テロ対策の不備といった様々な危険性を指摘しましたが、本決定は、これらの指摘に真摯に答えることなく、規制委員会の判断に追随するだけの形で関西電力の主張を容れ、債権者らの主張を無視する判断をしており、福島第一原発事故に何ら学ぼうとしない、そして、今なお避難等を強いられている福島の方々の思いに向き合おうとしない、極めて不当な決定であると考えます。

林潤裁判長は、11月13日の審尋期日の際に「常識的な時期」に決定を出すと発言しましたが、私たちが指摘したすべての問題点について正面から検討した上で本日12月24日に決定を出すというのは「常識的な時期」とは到底いえず、年末も押し迫った常識外れなこの時期に出した本決定は、高浜原発3・4号機の再稼働スケジュールに配慮した、結論ありきの決定であると言わざるを得ません。

私たちは、高浜原発3・4号機の再稼働阻止をあきらめた訳ではありませんが、万一同原発が再稼働して重大事故を起こした場合、本決定を出した林潤裁判官、山口敦士裁判官、中村修輔裁判官の責任が問われることになるでしょう。

私たちは、このような不当決定に負けることはありません。なぜなら、理論的正当性も世論も私たちの側にあるからです。福島原発事故のような事故を二度と招いてはならない、豊かな国土とそこに根を下ろした生活を奪われたくない、子ども達の未来を守りたいという国民・市民の思いを遂げ、ひいては失われた司法に対する信頼を再び取り戻すため、最後まで闘い抜くことをお約束します。

2015年（平成27年）12月24日

脱原発弁護団全国連絡会、大飯・高浜原発差止仮処分弁護団
共同代表 河合弘之・海渡雄一